

**郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等
に関する命令の一部を改正する命令の概要**

I 改正対象

以下の命令の一部を改正する。

- ① 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）

II 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部改正

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。